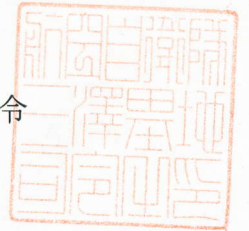


公 告

平成29年8月24日

航空自衛隊三沢基地司令



青森県三沢市大字三沢字後久保125-7に所在する航空自衛隊三沢基地において、展示即売店（公序良俗に反する物品を除く。）を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

2 設置場所

厚生センター1階 各日2区画以内（1区画6㎡）

3 募集要項の配布

(1) 期 間：平成29年8月25日（金）～9月19日（火）（土、日を除く。）

(2) 場 所：青森県三沢市大字三沢字後久保125-7

航空自衛隊三沢基地 第3航空団基地業務群業務隊厚生班

(3) 連絡先：電話 0176-53-4121 内線3821

担当 丸山、月舘

4 説明会

(1) 日 時：平成29年9月26日（火）午後2時から

(2) 場 所：航空自衛隊三沢基地内（厚生センター2階 多目的ホール）

(3) その他：ア 説明会に参加希望する方は、平成29年9月22日（金）

午後15時までに会社等名称、参加者氏名、連絡先（電話番号等）

をご連絡ください。（前項連絡先と同じ）

イ 募集要項、仕様書、認印を持参のこと。

なお、本説明会に参加されない方は、公募に参加できません。た

だし、真にやむを得ない理由がある場合はこの限りではありません。

5 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人で有る場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

6 その他

細部の内容は、募集要項による。